

(様式2)

地方自治法（昭和22年4月17日法律第67号）第234条第2項、地方自治法施行令（昭和22年5月3日政令第16号）第167条の2第1項第5号及び横浜市契約事務委任規則第4条第4項第2号により次のとおり随意契約を締結したので、その概要を公表します。

令和 7 年 6 月 2 日

横浜市契約事務受任者  
道路局長 田中 洋介

1 契約の概要

三ツ境歩道橋エレベーター1階乗場敷居取替工事

2 履行（納品）場所

瀬谷区三ツ境 105 番地先

3 契約日

令和7年5月12日

4 履行日又は履行期間

令和7年9月30日

5 契約金額

1,983,300円（うち消費税及び地方消費税相当額 180,300円）

6 契約の相手方（名称及び所在）

株式会社日立ビルシステム横浜支社

支社長 栗木 章広

神奈川県横浜市西区高島1-1-2

7 当該随意契約を行わざるを得なかった理由

三ツ境歩道橋エレベーターの乗場敷居が経年により腐食しており、エレベーターの安全運行のため、乗場敷居の取替え工事の緊急契約を行いました。

8 契約の相手方の選定理由

当該エレベーターは、株式会社日立製作所の製品で独自の技術で制作されており、点検保守業務は、同社の関連会社である、株式会社日立ビルシステムと随意契約を行い、実施しています。このことから、株式会社日立ビルシステム以外では、乗場敷居を現地にあわせて製作・取替えを行い、また、エレベーターを安全に停止させて取替え工事を実施することが不可能です。仮に、これらの技術等を持たない他の事業者が工事を実施した場合、異常動作等で、エレベーター利用者へ重大な支障をきたす恐れ

があります。

よって、株式会社日立ビルシステムと随意契約を行いました。

9 所管課

道路局道路部施設課